ro

(その1)

収支報告書

平成26年分

(平成年月日開催分)

(ふりがな)みんしゅとうとちぎけんだいさんくそうしぶ

1政治団体の名称民主党栃木県第3区総支部/

〒321-0526

2主たる事務所の所在地栃木県那須烏山市田野倉530高田悦男方

3代表者の氏名福田昭夫

4会計責任者の氏名高田悦男

事務担当者の氏名永見朋子

電話番号028-627-1700

政治団体の区分
口政党
図政党の支部
口政治資金団体
口政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
口その他の政治団体
口その他の政治団体の支部

活動区域の区分
口2以上の都道府県の区域等
日同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
ノ
ロ有[z]無
公職の種類(現・候)
資金管理団体 の届出をした 者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
団難葎鰹講齢編雷第1
□難纂癖講鹸羅額第2
公職の候補福田昭夫
者の氏名
公職の種類衆議院韻(㊥候〉

資金管理団体の指定の期間
平成年月目から
平成年月目まで

(※)国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成年.月目から
平成年月日まで

却知/密

(その2)

全国団体用

収支の状況

1収支の総括表

収入総額	501,463
(前年からの繰越額)	40Z397
(本年の収入額)	94066
支出総額	52800
翌年への繰越額	448663

2収入項目別金額の内訳

(1>個人の負担する党費又は会費	
金額	94000
員数(党費又は会費を納入した人の数)	90人

(2)寄附

ア寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア)個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ)法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ)政治団体からの寄附	0	
小計(ア)+(イ)+(ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ政党匿名寄附	0	
合計(ア。十イ)	0	

(6)　その他の収入

摘　　要	金　　額	備考
こ　の頁の　　小　計	0	
1件10万円未満のもの	66	
合　　計	66	

(注)1件10万円以上の収入は個別に記載し、1◎万円未満の収入は一括して記載して下さい。

(その13)

3支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表

項目	金額	備考
1経常経費 (1)人件費	0	
(2)光熱水費	0	
(3)備品・消耗品費	0	
(4)事務所費	1α800	
小計	1α800	
2政治活動費 (1>組織活動費	0	
(2)選挙関係費	0	
(3)機関紙誌の発行その他の事業費	0	ア～エの計
ア機関紙誌の発行事業費	0	
イ宣伝事業費	0	
ウ政治資金パーティー開催事業費	0	
エその他の事業費	0	
(4)調査研究費	0	
(5)寄附・交付金	42000	
⑥その他の経費	0	
小計	42000	
合計	52800	

全国団体用

(その14>澱

(2)経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分		事務所費(事務管理費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
税理士監査報酬	1¢800	26.5.21	齋藤昭二税理士事務所	栃木県宇都宮市戸祭1-9-8	
この頁の小計	161800				
その他の支出	0				
合計	161800				

(注1>5万円以上(国会議員関係政治団体は1万円超)の支出はすべて個別に記載し、筆万円未満(同1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。
(注2)「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3)政治活動費の内訳		項目別区分	寄附・交付金(寄附金)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
寄附金	32000	26.9.22	中村ひさのぶ壮政会・	栃木県矢板市早川町174-1'	
この頁の小計	32000				
その他の支出	16}000				
合計	42000				

(注1)5万円以上(国会議員関係政治団体は1万円超)の支出はすべて個別に記載し、5万円未満(同1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。
(注2)「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の.中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その17)

一資産等の状況

1資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア土地	口	口	
イ建物	口	図	
ウ建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	口	口	
工取得の価額が100万円を超える動産	口	図	
オ欝轟穣鍍懲懸謝瓢鑢罵夢譲1背	口	図	
力金銭信託	口	聞	
キ有価証券	口	臼	
ク出資による:権利	口	口	
ケ貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	口	図	
コ支払われた金額が100万円を超える敷金	口	図	
サ取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	口	口	
シ借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	口	図	

※有無について団して下さい。(注)□が有の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

(その20)

宣誓　　書

添付書類(別添のとおり)

◎領収書等の写し

2監査意見書(政党本部及び政治資金団体に限る。)

◎政治資鑑査報告書(国会議員関係政治団体1こ限る.)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違あり　　ません。

平成功年ぁ∫ヨユも目
ノ

政治団体の名称　民主党栃木県第3区総支部

会計責任者の氏名　渭田悦男　儀

代表者の氏名　　㊞
(解散時のみ)

(注)政治団体の解散に伴う収支報告書(解散届の解散日の年のみ)には、会計責任者の記名・押印(又は署名)のほか、代表者の記名・押印〈又は署名〉が必要です。

政治資金監査報告書

平成27年5月19日

民主党栃木県第3区総支部
代表福田昭夫殿

灘治資鑑査人齋錦鰯
登録番号第3072号
研修修了年月日平成21年12月1日

1監査の概要

(1)私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、民主党栃木県第3区総支部の平成26年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2)この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3)私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書ついて、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4)この政治資金監査は、民主党栃木県第3区総支部の主たる事務所において行った。

2監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1)法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、が保存されていた。

(2)法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3)法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4)法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3業務制限

民主党栃木県第3区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、民主党栃木県第3区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上